

議第62号

京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について

京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例を次のように制定する。

平成19年 5月15日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、職員の職務の執行に関する不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等に対し適正に対処するため、当該要望等がなされた場合の対応等に関し必要な事項を定めることにより、職員の公正な職務の執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び市会事務局長をいう。
- (2) 職員 実施機関の地位にある者及びこれを補助する職員をいう。
- (3) 要望等 職員に対して行われる本市の業務（京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により公益法人等に派遣されている職員については、派遣先の公益法人等の業務を含む。以下同じ。）に関する要望、請求、要請その他名称のいかんを問わず職員の作為又は不作為を求める一切の行為（職員が職務として行うものを除く。）をいう。

(4) 不正な要望等 要望等のうち、次のいずれかに該当する作為又は不作為を求める行為をいう。

ア 合理的な理由なく、特定のものに対して有利な取扱いをし、又は不利益な取扱いをすること。

イ 合理的な理由なく、特定のものに義務のないことを行わせ、又は特定のものの特権の行使を妨げること。

ウ 合理的な理由なく、執行すべき職務を執行せず、又は定められた期限までに執行しないこと。

エ 本市が当事者となる契約において、本市以外の契約の当事者に不当な利益が生じるよう契約の対価又は条件を操作すること。

オ 職務上知り得た秘密を漏らすこと。

カ その他公務員としての職務に係る法令等（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びに本市の条例、執行機関の規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。）及び地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）又は倫理に反する行為を行うこと。

(5) 不正な言動 暴行、脅迫、侮辱その他の社会的相当性を逸脱する言動をいう。

(6) 申請 法令等又は実施機関が定めた内部規定に基づき、実施機関又はその委任を受けた者の許可、認可、承認その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分その他の行為を求めるものであって、これに対して実施機関又はその委任を受けた者が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等に対して適切な措置を講じるとともに、公正な職務の執行を確保するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、要望等があったときは、これに対し誠実かつ公正に対応するとともに、不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等に対してき然として対応するなど、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民、事業者その他要望等を行おうとするものは、不正な要望等又は不正な言動を伴う要望等により職員の公正な職務の執行を妨げないようにしなければならない。

(書面以外の方法により要望等を受けた場合の記録)

第6条 職員は、本市の業務に関し、書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）以外の方法により要望等を受けたときは、速やかにその内容を書面により記録しなければならない。ただし、要望等の場で用件が終了し、改めて対応する必要がない場合（不正な要望等に該当する場合を除く。）は、この限りでない。

(不正な言動を伴う要望等の記録)

第7条 職員は、不正な言動を伴う要望等を受けたときは、速やかに当該言動の内容を書面により記録しなければならない。

(書面の実施機関等への提出)

第8条 職員は、前2条の規定により作成した書面及び要望等が書面によりなされた場合の当該書面（申請に係る書面を除く。）又はその写しを、速やかに実施機関又はその指定する職員（以下「実施機関等」という。）に提出しなければならない。

(要望等に対する措置等)

第9条 実施機関等は、前条の規定により書面の提出があった場合において、不正な要望等又は不正な言動を伴う要望等があったと認めるときは、当該要望等を行ったものに対する警告、捜査機関への告発、当該要望等及び当

該不正な言動の内容の公表その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 実施機関が指定する職員は、前項の措置を講じたときは、その内容を実施機関に報告しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の措置を講じたとき及び前項の報告を受けたときは、その内容を次条に規定する審議会に報告しなければならない。この場合において、当該審議会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。

(審議会)

第10条 前条第3項の規定により報告を受け、意見を述べるとともに、職員の公正な職務の執行の確保に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、京都市公正職務執行審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第11条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市会への報告及び公表)

第14条 市長は、毎年、第8条の規定により実施機関等に提出された書面に係る要望等の件数及びその概要、第9条第1項の規定により実施機関等が講じた措置等について、市会に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

職員の公正な職務の執行の確保に関し、条例を制定する必要があるので提案する。